

| 会 長 | 会長代理 | 事務局長 | 係 長 | 主 査 | 係 員 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | |

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月6日（水）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 （推進委員 3名）

木村 覚

築 善作

内田 秀敏

4. 議事日程

- 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|-----|---|
| 議長 | <p>おはようございます。改めて皆さん明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。それでは、ただ今から第7回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4番の福江委員と5番の川崎委員さんよろしくお祈りいたします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第25号6件、議案第26号1件、議案第27号5件、議案第28号1件となっております。</p> <p>それでは議案に入りますが、今回は岩永委員が最後までいられないという事で議案の最後のページ議案第28号から先に始めたいと思います。それでは、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定、農業経営基盤強化法による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 議案説明 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、岩永農業委員及 |

| | |
|--------|---|
| 岩永委員 | <p>び池田推進委員から補足の説明はありませんか。</p> <p>あっせん会議に出られなかったもので、2日の日に再度譲渡人の方とお会いしました。金額等問題はありませんでしたかとお尋ねしたところ、無事済みましたと報告を受けております。</p> |
| 池田推進委員 | <p>12月10日にあっせん会議を行いました。両者の話がきちんとできていたので、問題はありませんでした。</p> |
| 議長 | <p>それでは議案第28号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>(岩永委員退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは一番初めのページに戻ってください。</p> <p>議案第25号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第25号1番と議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので私の方からから調査報告をいたします。解約報告と使用貸借については、貸人の方と連絡を取り、間違いないとの事です。解約については手続きが済んでいませんでしたとのことでした。議案第27号1番については借り手の方と現地確認に行きお話を聞かせてもらいました。玉ねぎをきれいに作り上げて、もともと荒地だった畑もきれいにしてありました。賃借料は無料との事でした。以上です。</p> <p>それでは議案第25号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第27号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の2番、3番及び4番は貸貸人が同一に関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので私の方から調査報告をします。</p> <p>玉ねぎを作りたいと思って、農業委員会の事務局に行ったら解約手続きが済んでいないものがあったという事でした。借人の方も間違いないとの事でした。</p> <p>それでは議案第25号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして議案第25号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第25号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の5番は協議事項第1号太良町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に伴う意見についての1番及び2番に関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 辻委員 | <p>資料の11ページからということですが、議案のとおりの内容のとおりであります。 まず、解約報告につきましては、事前に情報を得ておりましたので、10月の下旬に榊原推進委員と現地確認と、申請者双方に確認を行ったところであります。まだ契約期間の途中であった事と、約60aというみかん園ですが、デコポン・不知火という品種で年間生活費のある程度のウエイ</p> |

トを占めているというなかであったものですから、大丈夫ですかということで自宅訪問させていただいていました。この件については、土地の貸借をさせていただく時にすでに話があったと、1年前にも、もう1年で申し訳ないけども太陽光にしたいという相談もあってたという事で、了承しているとの事でありました。資料いただいて先月末改めて考えについて変更ないかということで自宅訪問いたしまして、双方了承済みという事で解約についてはご了解をいただきました。

これに伴っての太陽光発電の設置ということですが、現地確認については28日に榊原推進委員と相手方については申請人の〇〇責任者に来ていただきまして、話を聞かせていただきました。一番気がかりなのは雨水の問題がありますねという事で現地を見ながらという事で。非常にミカン園としては東向きのいい場所という事でもったいないなという感じもありますが、資料の中ほどに道がありまして、町道ですね、それから4メートル離して3メートル程度切土をします。そしてそれをフラットになるように盛土をするという考えでありました。もう一つの議案についても4メートルほど切土をしてフラットにするというところで、矢印の方向に雨水を集めてということですが、この通りにいくかなという心配もありましたので、お願いというか対策についてお伝えをしております。口頭ではありましたが、4メートル幅から切土するところの上から1メートルについては、張芝をするという返答でありました。口頭での報告になりますけどね、それと、用水路なり溜枘の幅・深さ・容量などが明記されてないので、是非そういったところは関係者については開示をお願いしたいという事で、分かりましたと、順調に進めばその時には説明会の資料として添付したいという事でした。心配されます、後だつての問題については対策等講じて問題ないようにしますと口頭ではありますが返事もいただいております。土砂災害危険区域の近くであり、下の方に小屋があるという事で、災害があった時の補償についてはと問いかけたところ、保険で全部完備との報告であります。そういったところについても説明会では資料として準備をしたいとの事でした。問題は溜枘から下がどういふふうに流れていくかというのも明示してないので、30～50メートル下の方に川が流れておりますので、そこまでコルゲート管などで直での流しというかそういったところも考えていただきたいとの農業委員としての要望もお伝えしたところであります。そういった要望については答えていきたいとの返事でありました。現在のところ近隣関係者の承諾もいただいて進められているとの事でしたので、何点か気になる点は問いかけたところであります。補足等あれば榊原推進委員さんよろしく申し上げます。

| | |
|--------------------|---|
| <p>榊原推進 委員</p> | <p>先程、辻委員さんが言われたとおりと思います。私からは、傾斜角度が結構あるので山なりに設置できませんかとお尋ねしたところ、それはできないとの回答でした。今のところ隣辺の方や、区長や生産組合長も同意されているとの事でしたが、もう一度、集落との話し合いをしますかと尋ねたら、しますとの事でしたのでよろしくお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第25号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| <p>水田委員</p> | <p>委員さんが懸念されているように、水、排水ですね、この設計から下が表示されていないので、その問題さえ解決すれば、皆さん同意もされているので問題ないかなと思いますけど。</p> |
| <p>辻委員</p> | <p>今回の農振除外の段階では、近隣の方の同意書も添付されていますし、大きな問題はないという事になろうかと思います。今後、転用申請時には詳しい計画を出してもらおうよう伝えています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは議案第25号5番について、ほかにご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、協議事項第1号の1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。 したがって、1番は、農地法の許可基準に該当し転用はやむをえないと町長に意見を送付します。 続きまして協議事項第1号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は農地法の許可基準に該当し転用はやむをえないと町長に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案25号6番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 福江委員 | <p>ここはですね、昨年から〇〇さんがきゅうりのハウスを建てたいという事で土地をずっと探していました。ここ全部荒れてはいるんですが、何軒か交渉をして、ここを買うようにしています。業者さんに入ってもらって伐採してもらって荒れ地もきれいになっているところです。今後あっせん会議にかかる予定です。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第25号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第26号1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 水田委員 | <p>12月28日の午後から現地にて中島推進委員さんと譲渡人〇〇さん、〇〇さんと譲受人にお話を伺いました。申請地の現況は雑草が生えていて、米は作られておりません。一昨年に譲渡人〇〇さんの方がケガをされてその年は近所の方に収穫していただいたとのことですが、昨年からは作付けされておりません。奥の方の農地については、先ほどの譲渡人のお父さんと、ここのお父さんが兄弟だそうで、その隣に屋敷があったそうですが、今は引き払われて〇〇に移住され、その名残でこの農地が少し残っているそうです。</p> <p>建設等の理由ですが、今年の7月の豪雨の時に施設の前の道いっぱいに水が溢れて大変怖い思いをされ避難を考えられたそうです。避難所の多良中学校を見に行ったところ段差もあつたりで入所者の方の避難は無理だと思われたそうです。新たに避難所を考えていたところ、施設の駐車場の横の田んぼが作付けもされておらず空いていたので、今回の売買契約となったとの事です。</p> |
| 中島推進委員 | <p>今、水田委員さんおっしゃったとおりですけど、今回の申請地の隣が以前の農地転用で駐車場となっているのですが、そこに避難所を作りたいと。そのため、今の駐車スペースが狭くなり3台も停めれなくなるため、新しい駐車場を作るため今回の転用申請になったようです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第26号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続いて、議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定及び賃貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>次の2番及び3番は借り手が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので私の方から調査報告を行いたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>2番についてですが、借り手の方と築推進委員さんと3人で12月26日の午前中に現地確認と説明を聞きました。現地で石などが横にいっぱい置いてありましたので、どうしてか聞いたところ、もともと荒地で葛などあったところをきれいにして6年前から玉ねぎを栽培されているということでした。退職して、〇〇に帰ってこられて農業をされているようです。あっちこっちに何か所も持たれているので一箇所にとめないか聞いたところ、そこまではしなくてよい、今の所を大事に作っていききたいとの事でした。</p> <p>それでは議案第27号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第27号3番ですが、貸し手の方が高齢ですので、息子さんの奥さんに電話連絡をしましたが、間違いのないという事で、きれいに作ってもらってありがとうございますとの事でした。現地についても2番と同日に3名で確認しましたがきれいに玉ねぎが作ってありました。</p> <p>それで議案第27号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第27号4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 水田委員 | <p>28日に中島推進委員さんと借り手の方と現地で話を伺いました。貸し手の方には電話で連絡したところ、借り手の方に任せていますとの事でした。現況はマルチをして玉ねぎを植えておられました。継続でありますし、問題はないと思います。</p> |
| 中島推進委員 | <p>特に補足ありません。 借り手の方は、この辺の畑は継続でほとんど作られていて、一生懸命されていらっしゃるようですので、よろしく申し上げますとの事でした。それと、賃借料が反当〇〇キロとなっています。小作料は要らないと言われる方もいらっしゃるようですが、借り手の方のポリシーで必ず渡されているそうです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第27号4番について、ご異議ご意見ございませんか (異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして議案第27号5番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案の説明 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 堤委員 | 以前会っていたので、いいかなとは思いましたが、再度代表の〇〇さんと話をさせていただきました。議案書のとおり間違いないとの事です。 |
| 池田推進委員 | 特に補足ありません。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。 それでは議案第27号5番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) |
| 議長 | よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第7回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。 |

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 1 月 6 日

会 長 秀 島 克 博
 議事録署名者 福 江 晋
 議事録署名者 川 崎 豊 洋